

神奈川県地域限定保育士試験（保育実技講習会）修了判定基準

神奈川県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。

第1 出欠状況

(1) 各講義に遅刻をした場合。

ただし、公共交通機関等に遅延が生じるなど、受講者の責めに帰さない事由に限り、講義開始から10分後まで入室を認める。また、同様の事由により10分を超えて遅刻した場合は、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

※ ただし書きの規定は、事前に事務局に連絡し、かつ、その事実を確認できる証明書等を提出することを必要とする。

(2) 講義開始後、一時的な離席、又は早退した場合。

ただし、受講生から体調不良等の申出があり、やむを得ず離席又は退席の必要がある場合には、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

第2 提出物

(1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習及び保育実践見学実習におけるレポートのいずれかが提出されていない、又は各レポートにおいて指定された要件を満たしていない場合。

(2) 受講カード、誓約書その他講習会運営事務局（以下、「事務局」とする。）が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。

第3 受講姿勢

講師及び事務局の指導に従わず、講義の進行を妨害するなど、受講態度が不適切で、事務局より退席を指示された場合。